

# 環境 だより



## 猫の飼い方とマナー

### 室内で飼いまじゅう

最近、のら猫やフン尿など猫に関する苦情がよくあります。また事故に遭う猫も多くいます。猫の特性をよく理解し、不妊・去勢手術をすることで、ストレスなく室内で暮らせる動物です。伝染病の感染や事故から守るためにゲージの中や室内で飼うようにしましょう。

### 不妊・去勢手術をしましょう

猫は年に2・3回出産し、すぐに増えてしまいます。不幸な子猫をつくらないためにも必ず不妊・去勢手術をしましょう。オス猫メス猫とも繁殖のストレスから解放され、穏やかに暮らすことができます。

## 地域猫活動

のら猫を適切に飼養・管理するた

めに、地域の住民の理解と協力のもとで共同飼養する活動のことで

地域に住んでいる住民たちが協力し、TNR活動ボランティアの助け等も得ながら、地域に住み着いている「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術をおこない、今以上に数が増えないように管理します。

併せて、餌やりやフンの始末を適切におこなうことにより、猫によって迷惑を被っている住民たちの理解が得られるよう配慮をし、また、餌場やトイレの管理をすることで、地域の環境美化にもつながります。

## 犬の飼育

### 犬の散歩

散歩のときは、必ずビニール袋等を携行し、フンは必ず持ち帰りましょう。道路や人の敷地にフンをさせたままにしないでください。環境衛生上においても不衛生であり、他の住民の迷惑となります。

### 迷い犬

飼い犬が迷子になる原因は、飼い主の不注意によるものがほとんどです。

飼い犬が迷子にならないために、

犬に適した首輪、リードを使用し、常に点検をおこなってください。

また、ゲージで飼っている場合は、施設の確認をしっかりおこなってください。放し飼いは絶対にしないでください。首輪等に連絡先を記入しましょう。また、マイクロチップも迷子になったときに役立つ

も、飼い犬が迷子になってしまったときは、環境対策室のほか、必ず動物愛護センターや最寄りの警察署にも連絡してください。

▽動物愛護センター 尾張支所

☎0586-78-2595

▽江南警察署 ☎56-0110

※犬には、登録と狂犬病予防注射をおこなうことが、法律により義務づけられています。狂犬病予防注射は、狂犬病予防法に基づき、毎年4月から6月までの期間に接種が義務付けられています。

## 野焼きは禁止されています

「近所で草木を燃やして臭いがする」「煙で布団や洗濯物に臭いがついてしまう」など野焼きに対する苦情が数多く寄せられています。野焼きは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、以下の

例外を除き原則として禁止となっています。また、一定の構造基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止されていますのでご注意ください。

## 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

▽国または地方公共団体が施設管理をおこなうために必要な焼却

▽災害予防、応急対策、または復旧のために必要な焼却

▽風俗習慣または宗教上の行事をおこなうために必要な焼却

▽農林業を営むためのやむを得ない焼却

▽たき火など日常生活を営む上で通常おこなわれる軽微な焼却

※なお、このような例外でも煙害で周囲に迷惑がかかる行為は指導の対象になります。

## お願い(自宅でのバーベキュー)

自宅でバーベキューをおこなう場合は、煙や騒音など配慮して付近の方に一声かけるなど、迷惑がからないように心がけましょう。

## 問合せ先

環境対策室 ☎95-1613